

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 阿 久 根 由 美 子
日 時	平 成 2 5 年 1 0 月 1 6 日 (水 曜 日)	開 議	午 後 1 時 3 0 分
		閉 議	午 後 2 時 1 3 分
出 席 委 員	馬 場 藤 本 並 河 中 村 菱 田 西 村 湊 石 野 <木 曾 議 長 竹 田 副 議 長 >		
執 行 機 関 出 席 者	栗 山 市 長、勝 見 副 市 長、岸 企 画 管 理 部 長、門 總 務 部 長		
事 務 局 出 席 者	今 西 局 長、藤 村 次 長、山 崎 係 長、坂 田 主 任、阿 久 根		
傍 聴	可	市 民 名	報 道 関 係 者 名 議 員 1 名 (井 上)

## 会 議 の 概 要

1 3 : 3 0

〔馬場委員長 開議〕

1 補正予算の専決について

<事務局長>

市長は台風 18 号による災害復旧のため補正予算を専決処分する予定で、その説明を受ける。

1 3 : 3 2

〔市長等 入室〕

<市長>

災害復旧にあたり、緊急性があり二次災害の危険性の高い箇所をすでに予備費により一部執行を行ってきた。本体工事等は設計積算、現地査定により 12 月、3 月定例会で提案する予定である。その基礎となる測量、設計業務及び地域再建被災者住宅等支援事業補助等を行うため一般会計 434,400 千円、地域下水道事業特別会計 77,000 千円の補正予算増額を、緊急性を要することから地方自治法第 179 条に基づき専決処分としたい。

〔総務部長 説明〕

〔市長 退室〕

1 3 : 4 5

〔質 疑〕

<湊委員>

地域再建被災者住宅等支援事業について、今回は災害救助法の適用を受けないが、受けた場合はどうだったか。

<総務部長>

災害救助法の適用があれば全壊 300 万円、大規模半壊 250 万円である。適用を受けないので、今回は半壊、一部損壊・床上浸水の京都府の上乗せ分のみである。府 2/3、市 1/3 分の財源である。制度は今回変更あり、補助対象経費（補助率 1/3）が 50

万以上の場合は 50 万円、50 万円未満の場合は全額を補助するものとなっている。

< 湊委員 >

法の適用を受けても床上浸水の場合は 50 万円が限度なのか。

< 総務部長 >

そのとおりである。

< 並河委員 >

受付時期は。床下浸水の場合の補助は。

< 総務部長 >

本日専決処分し交付要綱を告示する。明日自治会に周知、受付窓口設置。21 日対象者個別通知及び説明会案内を行う。28 日説明会、受付は 11 月 1 日以降である。府の事業対象どおり床上である。

< 並河委員 >

もう少しで対象にならないような場合もある。考えは。

< 総務部長 >

市独自では考えていない。調査時床下浸水であったのがその後床上となった場合には写真等確認のうえ対象となる。

< 西村委員 >

米の水没は共済で全て対応か。

< 総務部長 >

基本は農業共済である。国の補正予算でビニールハウスなどの有料貸付制度が作られつつある。

< 西村委員 >

災害で上乘せはあるのか。

< 総務部長 >

共済は聞いていない。

< 馬場委員長 >

共済は基準に達しないと対象にならない。緩和策はないのか。

< 総務部長 >

共済の改善通知はない。被害額 40 万円未満は対象外にされる。

< 中村委員 >

農林用施設の補助率は。

< 総務部長 >

農林業は激甚災害の適用を受け 93%である。地域下水道事業の宮前浄化センターは激甚災害の適用を受けない。今後の補正において林業災害工事に約 1 億 6000 万円、農業災害に 3~5 億円の見込みで、一部繰越しもあると思う。

< 西村委員 >

被災した農地や林道は工事着手まで土砂撤去、作付けなどさわってはいけないと聞いている、いつまでか。

< 総務部長 >

災害現場の査定が終わるまでである。本工事までに修繕されると被災場所でなくなる。

< 藤本委員 >

地域福祉課災害援護貸付金 1 件 150 万円の内容は。市独自の小口貸付制度は考えていないのか。

< 総務部長 >

1 件分は当初で計上していた。府内で災害救助法の適用があった市町村が 1 以上ある自然災害により住居、家財に被害があり生活の建て直しを行うための貸付金である。貸付原資負担は国 2/3、府 1/3 で、10 月 8 日現在で 7 件の相談、申込が 1 件あり、新たに 1 件追加する。

<馬場委員長>

公共土木施設に関しては路線、橋梁ごと被災状況の資料を提出願う。下水道施設の金額内訳は。

<総務部長>

資料は提出する。宮前浄化センター1,100 万円、保津浄化センター6,600 万円である。

<馬場委員長>

日吉ダム情報伝達装置の状況は。

<総務部長>

篠局は機械本体が水没、今石局はバッテリー設備のみ水没した。

<馬場委員長>

今後の設置位置の考えは。

<総務部長>

水没しない位置に設置する。

<西村委員>

日吉ダム事務所が管理しないのか。

<総務部長>

日吉ダム事務所は当初設置し 10 年間維持（情報伝達）を行う。それ以外の維持管理、修繕は設置されている市町村で管理とされている。間もなく 10 年が満了するので今後日吉ダム放流装置を含め同報系の検討時期にある。

<木曾議長>

日吉ダムの放流で亀岡は浸水したと市民は誤解している。日吉ダムは治水だけでなく多目的のダムである。市民に説明が必要である。

<総務部長>

正確な情報を知らせる責務がある。

<木曾議長>

放流状況を正確に説明しなければいけない。

<総務部長>

機会を捉え行う。先の自治委員会議で経過を説明した。

<木曾議長>

今回の災害の原因を説明しないといけない。

<総務部長>

自然災害なので原因の究明までは出来ないが、放流状況、河川状況の説明は誤解のないようしていく。

<馬場委員長>

天瀬ダムでは放流に間違いがあったと認めている。今回は今論争中だとは思っている。

<勝見副市長>

微妙な問題である。

<西村委員>

日吉ダムは状況、効果を公表している。

< 勝見副市長 >

当日は所長と市長が直接連絡をとり判断をしている。日吉ダムの放流は問題がなかったと考えている。

〔副市長等 退室〕

14 : 11

2 その他

< 西村委員 >

日吉ダム放流について議会で検証しないといけない。

< 馬場委員長 >

水資源機構や京都府から聞くべきである。会議形態は正副議長に一任する。

< 並河委員 >

この際に日吉ダムの役割も確認しておきたい。市民は台風が予想されるときに放流しないで台風がきてから放流したことに疑問をもたれている。議員も正しく理解しておくべきである。

散会 14 : 13